新潟市制度の規模要件の考え方（案）

＜規模要件の設定基準＞

（１）法対象事業について

① 法対象事業については，法の規模要件の５０％とする（県は概ね７５％）

② 法の規模要件の５０％よりも県条例の規模要件の方が小さい場合は，県条例の規模要件を適用する

③飛行場については，騒音の環境基準不適合地域があることから，県条例と他の政令市の規模要件の中で最も厳しいものを適用する

（２）法に無い事業について

④法に無い事業については，県条例と同等の規模要件とする

⑤県条例が独自に定める事業の規模要件が，他の政令指定都市の規模要件の範囲に無いく緩い場合は，別途検討して県条例よりも厳しい規模要件を設定する

対象事業について						規模要件						規模比較（対県）	適用・規模要件の考え方
事業名				適用の有無			環境影響評価法		新潟県		新潟市の規模要件			
				国	新潟県	新潟市	第１種事業	第２種事業	一般地域	特別配慮地域	一般地域	特別配慮地域		
法対象事業13事業	1	道路	高速自動車国道	○			全て							法で対応
			首都高速道路など	○			4車線以上							
			自動車専用道 ※1		○	○			1km以上	1km以上	県と同様	0.6km以上	以下	④県の規模要件と同じ（特別配慮地域を除く）
			一般国道	○	○	○	4車線以上 ･10km以上	4車線以上7.5km～10km	4車線以上 ･7.5km以上	4車線以上･5km以上又は 2車線以上･10km以上	4車線以上 ･5km以上	4車線以上･3km以上又は 2車線以上･6km以上	以下	①法の規模要件の５０％
			県道・市道・農道※1										以下	
			林道	○	○	○	幅員6.5m以上 ･20km以上	幅員6.5m以上 ･15km～20km	幅員6.5m以上 ･15km以上	幅員6.5m以上 ･10km以上	幅員6.5m ･10km以上	幅員6.5m ･6km以上	以下	
	2	河川	ダム	○	○		湛水面積100ha以上	75ha～100ha	50ha以上	30ha以上	県と同様	県と同様		市に対象なし
			堰	○	○	○	湛水面積100ha以上	75ha～100ha	50ha以上	30ha以上			同等	①法の規模要件の５０％（県も５０％）
			放水路	○	○	○	改変面積100ha以上	75ha～100ha	50ha以上	30ha以上			同等	
	3	鉄道	新幹線	○			全て							法で対応
			鉄道，軌道	○	○	○	長さ10km以上	長さ7.5km～10km	7.5km以上	5km以上	5km以上	3km以上	以下	①法の規模要件の５０％
	4	飛行場	滑走路新設	○	○	○	2,500m以上	滑走路長 1,875m～2,500m	1,875m以上	1,250m以上	全て	全て	以下	③環境基準不適合地域があるため，政令市中最も厳しい規模要件を採用
			滑走路延長	○	○	○	500m以上	滑走路長 1,875m～2,500m	375m以上	250m以上	全て	全て	以下	
	5	発電所	火力発電所	○	○	○	出力15万kw以上	11.25万～15万kw	11.25万kw以上	7.5万kw以上	7.5万kw以上	4.5万kw以上	以下	①法の規模要件の５０％
			水力発電所	○	○		出力3万kw以上	2.25万～3万kw	2.25万kw以上	1.5万kw以上				市に対象なし
			地熱発電所	○	○		出力1万kw以上	0.75万～1万kw	0.75万kw以上	0.5万kw以上				
			原子力発電所	○			全て							法で対応
			風力発電所 ※1			○					出力1万kw以上又は 750kw以上･15台以上	出力6,000kw以上又は 750kw以上･9台以上	県なし	状況の変化により市に設置の可能性が出てきた ⑤福島県の基準を採用（全国では福島県のみ）
	6	廃棄物最終処分場		○	○	○	埋立面積30ha以上	25ha～30ha	5ha以上又は 25万m3以上	3ha以上又は 15万m3以上	県と同様	県と同様	同等	②法の規模要件の５０％より厳しい県の規模要件を採用
	7	埋立・干拓		○	○	○	面積50ha超	40ha～50ha	40ha以上	25ha以上	25ha以上	15ha以上	以下	①法の規模要件の５０％
	8	土地区画整理事業①		○	○	○	面積100ha以上	75ha～100ha	75ha以上	50ha以上	50ha以上	30ha以上	以下	
	9	新住宅市街地開発事業		○			面積100ha以上	75ha～100ha						新住宅市街地開発法による事業は法で対応
	10	工業団地造成事業②		○	○	○	面積100ha以上	75ha～100ha	50ha以上	30ha以上	県と同様	県と同様	同等	①法の規模要件の５０％
	11	新都市基盤整備事業		○			面積100ha以上	75ha～100ha						首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による事業は法で対応
	12	流通業務団地造成事業③		○	○	○	面積100ha以上	75ha～100ha	50ha以上	30ha以上	県と同様	県と同様	同等	①法の規模要件の５０％
	13	宅地造成事業		○			面積100ha以上	75ha～100ha						小規模事業については，住宅団地造成事業として条例で対応
法にない対象事業	14	住宅団地造成事業④ ※2			○	○			50ha以上	30ha以上	県と同様	県と同様	同等	④県の規模要件と同じ
	15	農用地造成事業	事業Ａ（農地以外→農地）		○	○			500ha以上	300ha以上	50ha以上	30ha以上	以下	地目の変更ととしの改変を伴なう事業として他の土地開発事業と同等とする
			事業Ｂ（農地→農地）		○	○			500ha以上	300ha以上	県と同様	県と同様	同等	④県の規模要件と同じ
	16	廃棄物処理施設	焼却施設		○	○			処理能力100t/日以上	60t/日以上	県と同様	県と同様	同等	
			し尿処理施設		○	○			処理能力100kL/日以上	60kL/日以上	県と同様	県と同様	同等	
	17	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設⑤			○	○			50ha以上	30ha以上	県と同様	県と同様	同等	
	18	土石採取⑥			○	○			50ha以上	30ha以上	県と同様	県と同様	同等	
	19	下水終末処理場			○	○			処理人口10万人以上	6万人以上	県と同様	県と同様	同等	
	20	建築物新設			○※3				延べ床面積5万m2以上	延べ床面積3万m2以上				市に対象なし
	21	工場・事業場			○	○			排ガス量10万m3/h以上又は 排水量1万m3/日以上	排ガス量6万m3/h以上又は 排水量0.6万m3/日以上	排ガス量4万m3/h以上又は 排水量1万m3/日以上	排ガス量 2.4万m3/h以上又は 排水量0.6万m3/日以上	以下	⑤政令市の規模要件を参考に設定（大多数の政令市が採用）
	22	複合事業			○	○			別記※4	別記※4	県と同様（別記※4）	県と同様（別記※4）	同等	④県の規模要件と同じ

※1　法にない対象事業　　※2　２以上の住宅の用に供するための敷地，緑地，道路等の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され，又は造成される一団の土地をいう。

※3　リゾートマンション　　※4　各事業毎の面積をそれぞれの事業毎の対象事業の規模要件で除した数値の合計が１以上であるもの。（①～⑥の事業種類のうち，２つ以上の事業種類に該当する事業を一つの事業者が相互に密接に関連させ行う事業）